

(記入例 . 法第20条既存不適格の場合)

既存不適格建築物工事計画書

既存不適格建築物に関する工事の計画は、次のとおりです。

平成 25 年 01 月 01 日

申請者 住所 市 1-1-1
(代理者) 氏名 設計事務所 設計 太郎 設計印
(名称及び代表者氏名)

沖縄建築確認検査センター 殿

1. 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		住所: 市 番号 電話: 098-000-0000 氏名: 建築 二郎		初回確認申請時の数値			
2. 敷地の位置		地名及び地番	市 地 番 他 筆		申請外の増減や前以前の増築での増減		
の 位置	用途地域	第1種住居		その他の地域、 地区、区域等		規定改正により 不適格となった日	
	防火地域	指定なし					
3. 主要用途		専用住宅		4. 工事の種別	増築		
5. 新築年月日		平成 10 年 10 月 01 日		6. 基準時年月日	平成 10 年 03 月 01 日		
		(A) 基準時の数値	(B) 今回の報告までの増減	(C) 今回の報告に係る増減	(D) (B)+(C)	(E) (A)+(B)+(C)	(E)/(A)
7. 敷地面積		500 m ²	50 m ²	50 m ²	100 m ²	600 m ²	1.20
8. 建築面積		300 m ²	5 m ²	65 m ²	70 m ²	370 m ²	1.23
9. 延べ面積		400 m ²	5 m ²	95 m ²	100 m ²	500 m ²	1.25
10. 法第 48 条関係	作業場の床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	原動機の出力	Kw	Kw	Kw	Kw	Kw	
	機械の台数	台	台	台	台	台	
	容器等の容量						
11. 法第 20 条不適格関係							
12. 法第 条不適格関係							
13. 法第 条不適格関係							
14. 法第 条不適格関係							
15. 法第 条不適格関係							
16. 特記事項							
参 考 事 項							
法第 86 条の 7 第 1 項, 令第 137 条の 2 第二号により法第 20 条不適格 該当法令記入をお願いします。							

備考 1) 必要に応じて、別紙「既存建築物状況報告書(構造判定)」・図面等を添付し説明すること。

構造関係であれば20条) 原動機、機械、容器等の説明を参考事項欄又は別紙に説明し、場合によっては、カタログ等を添付すること。

3) 「5. 新築年月日」欄は、既存不適格建築物の新築年月日を記入すること。

記入例

既存建築物状況報告書（構造判定）

平成 〇〇 年 〇〇

沖縄建築確認検査センター 様

申請者 住所 那覇市〇〇〇 9 9 9 -
(事務所名等) 建築次郎一級建
氏名 建築 次郎

既存建築物について

- 確認図書等と相違ないことを
 確認図書等と相違ないこと及び適切に施行されていることを調査したので
 適切に施行されていることを調査したので

を報告します。この報告書は事実に相違ありません。

建築主	住所 那覇市〇〇〇 1 1 1 - 1 1 氏名 沖縄 太郎 (電話 0 9 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)
確認済証番号 (日付)	沖確 H 9 9 9 9 9 (昭和 60 年〇月〇日)
完了検査済証番号 (日付)	沖検 H 9 9 9 9 9 (昭和 61 年〇月〇日)
建築場所	那覇市〇〇〇 1 1 1 - 1 1
既存建築物を調査した者	(1) 級建築士 (大臣) 登録 第 〇〇〇〇 号 (1) 級建築士事務所 (知事) 登録 第 〇〇〇 号 設計事務所名 : 建築次郎一級建築士事務所 氏 名 : 建築 次郎 (次郎) 印 (電話 0 9 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)
報告事項	主要用途 : 住宅 階数 : 1 階 延面積 : 90 m ²
1. 調査・検討方法 <input checked="" type="checkbox"/> 目視による調査結果 (コックリートの亀裂、鉄筋の錆の状況等) <input checked="" type="checkbox"/> 機器による試験結果 (シュミットハンマー・超音波検査等) <input type="checkbox"/> 鉄筋の配筋等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算書の確認等 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査 <input type="checkbox"/> その他 ()	
2. 調査・検討状況の報告 写真・試験結果報告書をもとに調査内容を記載	
3. 総合判定 (所見) 安全の確認をしたことの判定結果を記載 例) 「増築にあたり、構造上問題が無いと判断します」	

- 目視による調査結果 (写真) は必須
- 機器による試験要求は個別で判断
- はつりによる配筋の確認は個別で判断
- 既存の構造計算書の内容確認および今回の構造計算書との照合など
- 地盤調査はできる範囲で行い報告を求める

添付図書等

- 旧確認済証及び検査済証 (交付されている場合)
- 既存建築物の確認図書・施工図など
- 調査した結果を証明できる写真・試験結果報告書等